第五十二条に次の一項を加える。

5　遺族基礎年金の受給権者が同時に当該遺族基礎年金と同一の支給事由に基づく厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給する同法による遺族厚生年金（以下「第二号等遺族厚生年金」という。）の受給権を有する場合において、厚生労働大臣が法第百八条第二項の規定により同項に規定する事項について必要な書類を閲覧し、又は資料の提供を受けることにより当該受給権者が他の法令の規定で第一項の規定に相当するものに基づく当該第二号等遺族厚生年金に係る同項の届出に相当する行為を行つた事実を確認したときは、同項の届出を行つたものとみなす。

第五十三条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第十九条第五項、第二十条第四項、第二十三条第七項及び第二十四条第五項の規定は、遺族基礎年金の受給権者が同時に第二号等遺族厚生年金の受給権を有する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「当該第二号等老齢厚生年金」とあるのは、「当該第二号等遺族厚生年金」と読み替えるものとする。

第六十条の二第四項中「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

第六十条の三第二項第二号中「寡婦年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第三号及び第四号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第六十条の四第二項第一号及び第六十条の五第二項第二号中「寡婦年金の年金証書」を「国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改める。

第六十一条第四項中「子」の下に「、孫」を加え、「第十八条の二」を「第十八条の三」に改める。

第六十三条第二項第一号中「（国民年金手帳を添えることができないときは、その事由書）」を「その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類」に改め、同項第二号中「出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）第二十七条第二項の規定による出国の証印をされた」を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法附則第九条の三の二第一項第一号に該当しないことを明らかにすることができる書類（厚生労働大臣が同号に該当しないことを確認したときを除く。）

第六十三条の二中「、第五項及び第六項」を「及び第三項から第七項まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　第二十四条第三項の規定は、脱退一時金の受給権者が同時に厚生年金保険法による脱退一時金（厚生労働大臣が支給するものに限る。）の受給権を有する場合について準用する。この場合において、同項中「第四十一条第一項」とあるのは、「第七十六条の三」と読み替えるものとする。

第六十三条の三第二項第二号中「給付」の下に「（厚生労働大臣が支給するものを除く。）」を加える。

第六十四条第五項を同条第八項とし、同条第四項中「第一条第一項各号」を「第一条第一項第一号から第四号まで」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7　前項の規定は、令第一条第一項第五号に係る請求書等を受理したときについて準用する。この場合において、前項中「しなければ」とあるのは、「し、又は電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式をいう。）により送らなければ」と読み替えるものとする。

第六十四条第三項の次に次の二項を加える。

4　令第一条第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める障害基礎年金は、厚生年金保険法による障害厚生年金の支給に関する事務について、厚生年金保険法施行令第三条の十の二（同令第三条の十三の十一において準用する場合を含む。）又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）第七十六条第一項若しくは第二項若しくは第七十七条第一項若しくは第二項の規定が適用される場合に支給される障害基礎年金とする。

5　令第一条第一項第五号の厚生労働省令で定めるものは、法附則第九条の二第二項の規定の適用を受ける同条第一項の規定による支給繰上げの請求及び法附則第九条の二の二第二項の規定の適用を受ける同条第一項の規定による一部の支給繰上げの請求並びに次の各号に掲げる請求、申請、申出又は届出（厚生年金保険法施行規則その他の他の法令の当該各号に掲げる規定に相当する規定による請求、申請、申出又は届出と併せて行われるものに限る。）とする。

一　第十六条第一項、第十六条の二第三項又は第十六条の四第一項の請求

二　第十七条第一項の申請

三　第十七条の二第一項又は第十七条の二の二第一項の申出

四　第十七条の七第一項の届出

五　第二十一条第一項（第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の届出

六　第二十二条第一項（第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の申請

七　第二十五条第一項（第三十八条第一項及び第五十三条第一項において準用する場合を含む。）の請求

八　第三十二条第一項の申請

九　第三十二条の二第一項の申出

十　第三十五条第一項の届出（法第二十条第一項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止されている障害基礎年金に係るものに限る。）

十一　第三十九条第一項又は第四十条第一項の請求

十二　第四十一条第一項の申請

十三　第四十一条の二第一項又は第四十一条の三第一項の申出

十四　第四十二条第一項の請求

十五　第四十四条第一項の届出

十六　第四十八条第一項の届出（法第二十条第一項又は昭和六十年改正法附則第十一条第二項の規定によつて支給を停止されている遺族基礎年金に係るものに限る。）

十七　第四十九条第一項又は第五十条第一項の申請

第六十五条第一項中「。障害基礎年金の裁定請求書に併せて障害共済年金若しくは障害一時金の請求書が提出された場合であつて、」を「。障害基礎年金の裁定請求書に併せて厚生年金保険法第二条の五第一項第二号から第四号までに定める者が支給する同法による障害厚生年金若しくは障害手当金又は障害共済年金若しくは障害一時金の請求書が提出された場合であつて、当該障害厚生年金若しくは障害手当金又は」に改め、「決定（」の下に「当該障害厚生年金若しくは障害手当金又は」を加え、「又は障害一時金」を「若しくは障害一時金」に改める。

第八十二条の二（見出しを含む。）及び第八十二条の三（見出しを含む。）中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。

第八十二条の八の見出し中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同条第一項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、「又は土曜日」を削り、「月曜日」を「土曜日」に、「九月十三日」を「九月十五日」に改め、同条第二項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に、「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に改める。

第八十二条の九第一項中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」を「光ディスク」に改め、同条第二項中「年金保険者たる共済組合等を」を「実施機関たる共済組合等を」に改め、同項第二号中「厚生年金保険の管掌者」を「厚生年金保険の実施者」に、「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改め、同項第三号中「被用者年金保険者」を「政府及び実施機関」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「年金保険者たる共済組合等」を「実施機関たる共済組合等」に改める。